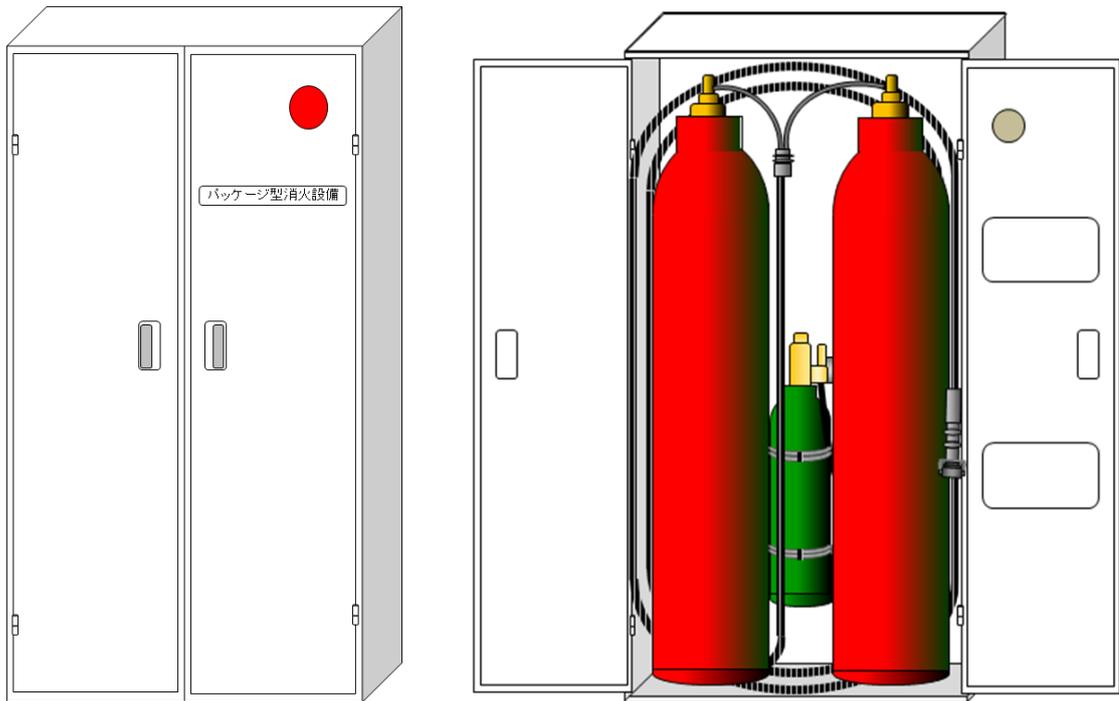


第24 パッケージ型消火設備

パッケージ型消火設備は、屋内消火栓設備に代えて用いることができる設備であり、ノズル、ホース、リール又はホース架、消火薬剤貯蔵容器、起動装置、加圧用ガス容器等を格納箱に収納したものである。屋内消火栓設備と同様に、主として初期消火から中期消火を目的とした設備であり、人の操作によりホースを延長し、ノズルから消火薬剤を放射して消火を行う消火設備である。

1 設備の概要図



2 用語例

- (1) I型とは、「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準」（平成16年消防庁告示第12号。以下「12号告示」という。）第5及び第6においてI型として定める性能を有するパッケージ型消火設備をいう。
- (2) II型とは、12号告示第5及び第6においてII型として定める性能を有するパッケージ型消火設備をいう。

3 設置要件

パッケージ型消火設備は、令第11条第1項第1号から第3号まで及び第6号に掲げる防火対象物又はその部分のうち、令別表第1(1)項から(12)項まで若しくは(15)項に掲げる防火対象物又は同表(16)項に掲げる防火対象物の同表(1)項から(12)項まで若しくは(15)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分（指定可燃物（可燃性液体に係るものを除く。）を危政令別表第4で定める数量の750倍以上貯蔵し、又は取り扱うものを除く。）であって、次に掲げるもの（地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある部分を除く。）に設置できるものとする。（第24-1表参照）

(1) I型 次に掲げるもの

- ① 耐火建築物にあっては、地階を除く階数が6以下であり、かつ、延べ面積が3,000㎡以下のもの
- ② 耐火建築物以外のものにあっては、地階を除く階数が3以下であり、かつ、延べ面積が2,000㎡以下のもの

(2) II型 次に掲げるもの

- ① 耐火建築物にあっては、地階を除く階数が4以下であり、かつ、延べ面積が1,500㎡以上のもの
- ② 耐火建築物以外のものにあっては、地階を除く階数が2以下であり、かつ、延べ面積が1,000㎡以下のもの

(3) 「煙が著しく充満するおそれのある場所」とは、初期消火及び避難を行う上で有効な、外気に直接開放された開口部又は随時容易に開放できる開口部を有しない場所をいう。

なお、次のいずれにも該当する場合は、「煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所として取り扱うことができる。

- ① 建基令第126条の2の規定(排煙設備免除部分)に適合するものであること。
- ② パッケージ型消火設備は、容易に視認できる共用部分で、かつ、最終避難が可能な避難口又は階段付近等に設置してあること。

(4) 令別表第1(5)項ロに掲げる防火対象物で「共同住宅等に係る消防用設備等の技術上の基準の特例について」(平成8年消指第363号)の適用を受けたものは、パッケージ型消火設備を設置できないものとする。

第24-1表

構造・規模 用途	I型		II型	
	耐火建築物 6階以下かつ 3,000㎡以下	耐火建築物以外 3階以下かつ 2,000㎡以下	耐火建築物 4階以下かつ 1,500㎡以下	耐火建築物以外 2階以下かつ 1,000㎡以下
1項	○*	○*	○*	○*
2項	○*	○*	○*	○*
3項	○*	○*	○*	○*
4項	○*	○*	○*	○*
5項	○*	○*	○*	○*
6項	○*	○*	○*	○*
7項	○*	○*	○*	○*
8項	○*	○*	○*	○*
9項	○*	○*	○*	○*
10項	○*	○*	○*	○*
11項	○*	○*	○*	○*
12項	○*	○*	○*	○*
13項	×	×	×	×
14項	×	×	×	×
15項	○*	○*	○*	○*
16項	13項・14項部分は不可			
16の2項	×	×	×	×
16の3項	×	×	×	×

※地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。

4 機器

- (1) パッケージ型消火設備は認定品を使用すること。
- (2) 表示灯の電源回路は専用とすること。ただし、他の消防用設備等との兼用ができるものとする。

5 設置方法

- (1) 防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離がⅠ型にあつては20m以下、Ⅱ型にあつては15m以下となるように設けること。
 なお、間仕切り等により放射できない部分が生じないように、第2屋内消火栓設備10.(3).
 ①.イを準用し設置すること。(第24-2表)
- (2) 防護する部分の面積は、Ⅰ型にあつては850㎡以下、Ⅱ型にあつては500㎡以下とすること。
- (3) 40℃以下で温度変化の少ない場所に設けること。
- (4) 直射日光及び雨水のかかるおそれの少ない場所に設けること。
- (5) 消火薬剤貯蔵容器の直近の見やすい箇所に赤色の灯火及びパッケージ型消火設備である旨を表示した標識を設けること。
- (6) パッケージ型消火設備は、消火薬剤の放射時間に限りがあるため、人の目につきやすく、かつ避難が容易な場所に設置すること。

第24-2表

	水平距離	ホースの長さ	放射距離(m)
Ⅰ型	20m	25m	10m
Ⅱ型	15m	20m	

6 特例基準

次のいずれかに適合する場合は、令第32条又は条例第34条の14を適用し、12号告示第3の要件にかかわらず、パッケージ型消火設備を設置できるものとする。

- (1) 地階又は無窓階を除くこととされているが、次のいずれかに該当する場合
 - ① 地階が避難階となる防火対象物で、規則第5条の5に規定する普通階である場合
 - ② 地階又は無窓階が、受水槽、ポンプ室その他これらに類する場所のみである場合
- (2) 令別表第1(14)項に掲げる防火対象物で、次のいずれにも該当し、消防長又は消防署長が認める場合
 - ① 少量危険物の貯蔵又は取扱いがないこと。また、危政令別表第4の品名欄に掲げる物品(指定可燃物)で、同表の数量欄に掲げる数量以上の保管がないこと。
 - ② 自動火災報知設備の感知器を煙感知器(規則第23条第4項第1号ニに掲げる場所を除く。)とし、火災の発生を早期に覚知できる場合
- (3) その他、消防長又は消防署長が防火対象物の位置、構造又は設備等の状況から判断して、12号告示の基準によらなくとも安全を確保できると認める場合

7 その他

12号告示が定められる前のパッケージ型消火設備の取扱いについては、防火対象物の事情に変更がない限り、原則として従前の例によるものとする。